

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ①第三者評価機関名

社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
------------------------------

### ②施設名等

名 称： 藤崎台童園
------------

種 別： 児童養護施設
-------------

施設長氏名： 尾里 裕子
--------------

定 員： 70名
----------

所 在 地： 〒860-0007 熊本県熊本市中央区古京町3番5号
-----------------------------------

T E L： 096-352-5063
---------------------

### ③実施調査日

2013年7月20日～2013年12月10日
------------------------

### ④総評

#### ◇特に評価が高い点

○地域との積極的な関わりが実践されています。法人理事長が校区社会福祉協議会会長、施設職員が校区や町内会の役員・小中学校のPTA役員・学校評議員等を務め、地域の関係者との連携が密に行われています。また、子どもたちが子ども会や町内運動会等の地域行事に参加する為の支援を行い、校区の地域起こしイベントに子どもたちや職員が役員等として参加して、地域との交流を図られています。加えて地域住民に施設内イベントに参加してもらい、子どもたちや施設等への理解を深めてもらうよう努めています。

○各ホームで毎日開催されるホーム会は入所児童の自由参加が原則となっています。この場において、子どもたちの意見や要望等を迅速に把握することが可能となっており、かつ、様々な問題の早期解決にも寄与しています。また、園長のみならず、保育士10名並びに調理師1名がホームに住み込んで勤務しているため、子どもとの信頼関係がしっかりと構築され、子どもの心に寄り添った福祉サービスが提供されています。

○施設の方針として、子どもたちが高校進学を実現できるように学習支援が行われており、そのことを前提として、個人の学習支援プログラムも作成されています。

#### ◇改善が求められる点

○中・長期的なビジョンと計画についての再検討が望まれます。中・長期計画は策定されていますが、その内容が一部の組織体制と施設整備に留まっています。その計画の実現のための職員体制、人材育成の目標等についても明確に示すことが望まれます。

○人事考課は行われず、現在は施設長が平常業務等から判断をされていますが、今後は考課基準を職員に明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。

○職員の就業状況や意向把握への対応体制の整備が望まれます。職員の就業状況や意向把握については、有給休暇の日数を増やすことや休暇の取得状況を職員に提示すること等は評価できますが、職員の自己評価によると、職員の悩みの相談窓口がないとの意見がでています。職員の悩みや意向把握のための管理者等による定期的な育成面接等の実施や相談窓口の設置により、職員が日々のストレスを蓄積することなく、安心して就労できる体制を整備することが望まれます。

○子どもたちに対する性教育が遅れており、施設内で性教育委員会が立ち上げられたばかりです。今後は職員研修についても計画的、かつ、積極的に実施し、子どもの問題行動への迅速な対応や性教育の充実を図られることが望まれます。

○心理担当職員として配置された臨床心理士がその専門性を発揮し、一定の効果が認められるものの、保育士や指導員等といった異なる職種との有機的な連携を図ることによって、さらに効果的な心理的ケアの提供が望まれます。

○施設での生活ルールを定めた文書（入所のしおり）や被措置児童虐待等の届出・通告制度についての対応マニュアルを整備するとともに、全職員への周知を速やかに行い、入所時の保護者等への説明に活用することが望まれます。

#### ⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者委員の方にはお忙しいなか誠実に対応していただき、心より感謝申し上げます。

第三者評価でご指摘いただいた点については真摯に受け止め、改善に向けて最大限の努力をしてみたいと思います。

また、初めて第三者評価を受けた感想は次のとおりです。

① 忌憚なく言わせていただければ、第三者委員さんも不慣れなためか、児童養護の現場への理解が十分でないと感じております。こうしたことから、施設にとって違和感のある指摘も垣間見られます。

② 施設も問題点は十分認識しておりますので、細部にわたるくどくどしたご指摘よりもポイントを押さえた簡潔なご指摘の方が心に訴えるものがあります。指摘項目の取捨選択、簡潔な表現を期待します。

③ 第三者評価の視点は、望ましいサービスのレベルへの誘導にあると思います。改善へのインセンティブを働かせるためにも、最低基準を見る指導監査的な視点を極力排除されることを望みます。

#### ⑥第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日開催されるホーム毎のホーム会で、子どもたちの率直な思いや感情の把握が可能であり、気になることがあればその都度、職員会議で検討されています。また、ホーム会や全体会などを通じて、施設で遵守すべきルールや社会規範等が子どもたちに周知されています。一方で、「被虐待」が入所理由の過半数を占めているという特殊な事情が背景にあるために、子どもによっては、職員がその生育歴などの情報を知り得ないこともあるため、職員間での情報の共有化を図ることが望まれます。</li> <li>・施設での中核を担う職員が、校区の役員や小・中学校のPTAの役員を務める等、積極的な活動を行っている点は高く評価できますが、そのことについての理解が乏しい職員も見受けられるためその周知の徹底が望まれます。</li> </ul>	
(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度より、食事の際、全ての子どもたちが着席し落ち着いてから、温かい汁物を供する工夫がなされており、ホーム毎の縦割りによる家庭的な雰囲気の中での食事が可能となっています。なお、食堂での電子レンジの利用が可能となっており、クラブ活動で食事時間が遅くなる子ども等の個人差に応じた食事時間への配慮がなされています。</li> <li>・遠足のおやつを子ども自らが購入する機会とは与えられていますが、日々の食事に使用される食材の購入を経験できるような機会が設定されていません。また、小学校1年生以上の子どもたちが施設内でのクッキングに参加するとのことですが、その機会が十分とは言えませんので、改善が望まれます。</li> <li>・住環境については現時点では、8ホーム中2ホームのみユニット化されており、徐々に各ホームのユニット化が図られています。</li> </ul>	

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校での健康診断や嘱託医による健康診断が適時適切に実施され、急を要する受診が必要な場合には職員が責任をもって早目の受診に努めており、子どもたちの健康管理に十分な注意が払われていると評価されます。また、毎朝、職員による視診が実施され、その結果が日誌に記録されています。</li> <li>・医療や健康に関する園内研修が職員会議の後に実施されていますが、その機会が十分とは言えませんので、職員が専門知識を深められるよう改善が望まれます。</li> <li>・子どもたちに対する性教育がかなり遅れていることを職員自身も自覚しており、平成25年度中より性教育委員会が立ち上げられ、子どもたちに対するCAPプログラムも導入されています。今後、職員研修も積極的に行い、子どもの問題行動への迅速な対応や子どもの年齢に応じた性教育のさらなる充実が望まれます。</li> </ul>	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別で用意できるものは、可能な限り子どもの好み配慮され、共有物をなくす努力がなされています。浴室のシャンプーなどは個々人の好み異なるため、原則として、施設では1種類を用意されていますが、どうしても必要であれば、子ども自身が好むものを購入する対応をとられています。</li> <li>・平成25年度より、アルバムについての取り組みが本格的に開始されています。まず、誕生会において、誕生日を迎えた子どもに、それまでにストックした写真を収めたアルバムをプレゼントし、次年度からは、誕生会毎に1年分の写真をプレゼントするシステムを導入することが予定されており、それぞれの子どもが自身の成長の過程を振り返ることができるような工夫がなされています。</li> <li>・年間を通して数多くの行事が予定されていますが、子どもに参加を強制することはなく、主体的に参加することができるよう配慮されています。</li> </ul>	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の学習担当の指導員に加え、元小学校教諭が、学習指導のためのボランティアとして不定期に施設を訪れ、主として小学生の学習指導にあたっています。また、子どもに対する個別の学習支援プログラムが作成されており、可能な限り高校進学を実現できるように取り組まれている点は高く評価できます。</li> <li>・それぞれの子どもについての進路希望調査書が作成され、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の具体的対応策が講じられています。</li> <li>・高校3年生には下校後のアルバイトが認められており、就労体験の機会が確保されているものの、職場実習は学校に委ねられています。施設においても、職場実習に対する実施規程などを作成され、子どもの自立支援の観点から更なる社会経験の拡大を図られることが望まれます。</li> </ul>	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果		
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b		
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b		
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b		
<p>(11) 心理的ケア</p> <table border="1" data-bbox="220 1133 1337 1189"> <tr> <td data-bbox="220 1133 1337 1189">① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</td> <td data-bbox="1337 1133 1449 1189">b</td> </tr> </table>		① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b		
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内で問題状況が発生した際は、ベテラン職員と経験の浅い職員が組んで対応に当たる等、職員のスキルアップを図っている点は評価されますが、職員の研修等が十分とは言えませんので、各職員が子どもの問題行動に対する適切な援助技術を習得できるような取り組みが望まれます。</li> <li>・保護者からの強引な引き取りへの対応策は講じられており、児童相談所との連携も十分に図られていますが、緊急時の警察との連携について理解不足の職員が少なくないことから、職員会議等での全職員への周知による共通認識が望まれます。</li> <li>・心理担当職員として臨床心理士が配置され、「子どもの主体性を大切にしつつ、子どもが話してくれるのを待つ」という基本姿勢の下、1回当たり45分を上限として相談援助が実施され、個人別の記録も整備されています。また、必要に応じて、職員会議やケース検討会における心理担当職員の発言機会も確保されています。今後は、心理担当職員と保育士・指導員等が時間を確保した上でしっかりと話し合うことによって、より緊密な多職種連携が図られることが望まれます。なお、現在、心理担当職員の孤立化を防止するとともに、スーパービジョン体制の不備を補完する観点から、熊本県養護協議会心理部会の研修会をはじめとした各種研修会に心理担当職員が積極的に参加している点は評価されますが、将来的には、心理担当職員に対するスーパービジョン体制の確立が望まれます。</li> </ul>			

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置変更のケースが殆どないこともあり、担当者や窓口が設置されておらず、措置変更に関する引継ぎ文書の定めもないため、措置変更後の有効な支援の観点からも改善が望めます。</li> <li>・子どもの退所後、電話連絡は定期的に行われていますが、それらの記録整備がなされていないため、改善が望めます。</li> <li>・組織化されたOB会があり、新年会や成人式等といった節目となるイベントを利用して、退所者が交流できる機会が設けられていることは評価できます。</li> </ul>	

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所している子どもの希望に応じて、面会や外出、一時帰宅が随時実施されており、面会記録や外泊記録も整備されています。しかしながら、外出時や一時帰宅時の子どもの様子について、保護者からのフィードバックが十分とは言えないため、改善が望めます。</li> <li>・保護者を含めたケース会議について、開催したくてもできない事情のある家庭が少なくありませんが、児童相談所との協議は十分に行われ、とりわけ被虐待児に対しては十分に配慮されています。しかしながら、家庭支援専門相談員が主任保育士と兼務ゆえ、その役割をきちんと理解している職員も多いとは言えず、組織内での独立した専門職としての位置づけが望めます。</li> </ul>	

### 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統一様式のアセスメント表がない上、子どもについての検討課題の記載が殆どであり、子どもの強みや長所についての言及がなされていません。また、様々な職種による関係職員の合議のもとに自立支援計画が策定されているものの、子どもの意向把握を含んだ手順が定められていません。さらには、自立支援計画通りに養育や支援が行われていることを確認する仕組みも構築されているとは言い難いため、改善が望まれます。</li> <li>・アセスメントと計画の評価・見直しは、原則として、1学期に1回実施されていますが、アセスメントは保護者の状況も含み、手順を定めて適切に実施し、これに基づいて計画を策定すべきですので、改善が望まれます。</li> </ul>	

#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示されています。また、施設の管理規程並びに就業規則においても、被措置児童の虐待防止についての規程が明文化されています。</li> <li>・各ホームでは、毎日のホーム会を通じて職員が子どもとのやり取りを振り返ることができていますが、必要に応じてスーパービジョンを受ける環境は整備されておらず、また、スーパーバイザーの位置づけも不明確であるため、改善が望まれます。</li> <li>・子どもの精神発達や個別の事情なども十分に考慮しつつ、子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようとする努力がなされています。なお、保護者が全く来園しない子どもについては、時期が来ると自ら施設長に尋ねに来るケースが殆どであり、施設長が責任をもって対応しています。</li> <li>・子どものプライバシー保護についての規程やマニュアル整備は不十分であり、これらについての職員研修も十分に実施されているとは言い難いため、改善が望まれます。</li> <li>・施設において、特定の宗教的活動を強要することはなく、個々の宗教活動は十分に尊重されています。</li> <li>・事務所前に設置された意見箱の有効活用によって、子どもたちの要望や意見がきちんと把握されています。子どもたちの意見等は専用ノートに貼りつけられた上で、毎月1回実施されるホーム長会において検討され、その結果が子どもたちに周知されるとともに、子どもたちの要望や意見をもとに改善した事項等が洩れなく記録されています。</li> </ul>	



(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上に施設のホームページが公開されているため、誰でも自由に閲覧することが可能であり、かつ、随時更新されて最新の情報が提供されています。</li> <li>・入所時に「入所時の説明」というレジュメに従って、子どもや保護者に対する養育・支援の内容についての口頭での説明が十分になされていますが、その際に使用される施設での生活ルールを定めた文書（入所のしおり）が作成されていませんので、改善が望めます。</li> <li>・子どもの入所に際して、花や歓迎のメッセージカードなどは準備されていませんが、ホーム会で歓迎行事が行われています。また、施設での生活にスムーズに移行できるように、他の入所児童に対する働きかけが行われています。</li> <li>・権利ノートに準ずる資料を使用して、施設生活の中で守られるべき権利についての説明が子どもたちに対してなされていますが、権利と義務・責任の関係について、子どもたちが理解できるような説明が十分にされているとは言えないため、改善が望めます。</li> <li>・子どもたちの意見や提案等を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討等について規定したマニュアルが整備されており、マニュアルの定期的な見直しも行われています。</li> <li>・不適切なかかわりの防止を徹底するために、日常的に会議で取り上げ、行われていないことを確認するまでには至っていません。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面についての研修会や話し合いも十分ではありませんので、対応マニュアルの整備を含め、職員研修の実施や職員会議等での周知による共通認識が望めます。</li> <li>・被措置児童虐待等の届出・通告制度についての対応マニュアルが整備されておらず、職員に対する周知、子どもたちに対する説明も行われていません。単なるマニュアル整備にとどまることなく、職員に対する有効な被措置児童虐待防止策を講じるとともに、子どもが当該制度の内容を理解できるような取組みが望まれます。</li> <li>・ホームでの生活は縦割りとなっており、日常的に異年齢児交流が行われています。また、老人福祉施設の慰問は行われていませんが、パレー大会や野球大会等を通じて、児童養護施設間交流が積極的に行われています。</li> </ul>	

## 5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理規程、不審者侵入対策マニュアル等が整備され、安全委員会において定期的な検討が行われています。事故発生時には職員への一斉メールが配信され、施設長の指示のもと全員で対応する体制がとられています。敷地・建物や遊具等の点検も毎日実施され事故防止に努めています。</li> <li>・事故やヒヤリハット事例等については、事故発生状況報告書により施設長に報告され、職員に対しては、毎朝の職員連絡会で報告され、全職員で共有するようになっています。今後は、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に開催される安全委員会等でその発生要因を分析し、それに基づき養育・支援の振り返りや事故の未然防止の徹底を図るような体制の整備が望まれます。</li> </ul>		

## 6 関係機関連携・地域支援

		第三者 評価結果
(1) 関係機関等の連携		
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流		
①	子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援		
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人理事長が校区社会福祉協議会会長、施設職員が校区や町内会の役員や小中学校のPTA役員・学校評議員等を務めており、地域や学校等との連携が図られています。毎年6月、「サマーフェスティバル」を開催し、地域住民等と施設・子どもたちとの交流を深めており、平成24年度は約500名の地域住民が参加されたことは特筆すべきことと言えます。</li> <li>・施設行事等にボランティアの受け入れは行われていますが、受け入れに関するマニュアルが整備されていません。職員参画のもとに窓口担当者等を定めたマニュアルを策定し、ボランティアの受け入れ体制を整備されることが望まれます。</li> <li>・地域支援については、同法人経営で隣地にある保育園との役割分担、更には近くにある熊本市の「子ども文化会館」との関係性を考慮しながら、子育て相談会や子育て講演会を行う等の工夫が望まれます。なお、18年以上継続している校区の高齢者への配食「ふれあいランチサービス事業」については評価できるものと言えます。</li> </ul>		

## 7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「組織の求める職員像と人材育成の基本方針」が制定され、各職種の育成目標が明示されており、定期的な職員研修が実施されていることは評価できますが、今のところ、職員一人一人についての個別の研修計画がありません。今後、施設の小規模化が進行することを意識し、そうした体制や職種に対応する人材の育成のため、職員一人一人の知識や技術水準を具体的に把握したうえで、職員個別の研修計画を策定され、必要な人材育成に取り組まることが望まれます。</li> <li>・スーパービジョン体制については、職員が少なく施設長のみが対応している状況が見られます。主任や基幹的職員などに相談できる体制の整備が求められます。なお、親子関係の再構築等については、複雑化する中で、ソーシャルワークによる関わりがますます求められ、外部有識者等から助言が受けられる体制の検討も望まれます。</li> </ul>		

## 8 施設の運営

		第三者 評価結果
(1)	運営理念、基本方針の確立と周知	
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2)	中・長期的なビジョンと計画の策定	
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営理念や基本方針は「社会的養護の基本理念と原理」に基づき新しく策定され、ホームページや事業報告書等に明記されるとともに事務室等にも掲示されています。職員及び子どもたちとその家族に対して周知するとともに、職員については全職員へ文書で配布し、職員研修会で説明をし、職員間での共通認識を持つ機会も設けられています。なお、知的障害等の障害を持つ子どもたちへの周知については、分かり易い説明資料を作成する等の配慮が求められます。また、家族に対する周知については、家族の面会が少ないということで、周知が不十分な状況にあります。広報誌等により周知をするなどの家族が理解しやすいように工夫されることが望まれます。</li> <li>・中・長期計画は策定されていますが、その内容が一部の組織体制と施設整備に留まっています。その計画実現のための職員体制、人材育成の目標等についても明確に示していくことが望まれます。</li> </ul>		

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設長はリーダーシップを発揮し、施設経営、養育・支援の質の向上等何事においても施設長として積極的に取り組む姿勢が伺えます。全国レベル、九州ブロック、県内で開催される大会や研修会や会議に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況、情報を把握し職員へ伝えています。</li> <li>職員の自己評価によると、養育・支援等について、職員の意見が言えないというものがあります。施設長は職員との対話の機会を増やすことにより、養育・支援等の共通認識とそれぞれの役割の相互理解を図ることが望まれます。</li> <li>「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査は実施されていませんが、財務状況、施設経営や労務管理等について、会計事務所と社会保険労務士事務所から指導を受ける体制を持ち、行政監査以外に専門家との顧問契約により指導・助言を受ける体制は整備されています。なお、今後は定期的な外部監査を受けることが望まれます。</li> </ul>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実習生の受け入れについては、将来の福祉人材の育成は福祉事業者の責務であるという施設長の考えのもと、実習指導者2名を養成し、受け入れマニュアル「藤崎台童園実習生受入基本姿勢」やプログラムも整備され適切な対応がなされています。</li> <li>人事考課は行われず、現在は施設長が平常業務等から判断をしていますが、今後は考課基準を職員に対して明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入が望まれます。</li> <li>職員自己評価によると有給休暇の取得について、「全く消化できない」「職員間で消化率に差がある」という意見が出ています。有給休暇取得についての職員との話し合いが望まれます。</li> <li>職員の自己評価によると、職員の悩みの相談窓口がないという意見が出ています。職員の悩みや意向を把握するための管理者等による定期的な育成面接等の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスが蓄積せず安心して就労できる体制の整備が望まれます。</li> <li>家庭支援専門相談員が主任保育士と兼務でホームも担当しており、その専門性が有効に発揮させるためにも、その活用についての再検討が望まれます。</li> </ul>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるような仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育士勤務内容」「児童指導員勤務内容」により勤務開始から時間を追って一日の業務内容とその留意事項が定められたマニュアルが整備されていることは評価できます。ただ、今後の小規模ケア等に対応するためには、新しいマニュアルの整備と定期的な検証と見直しが望まれます。</li> <li>・自己評価については、平成24年度から実施し、b評価、c評価とされた項目について、職員を4グループに分け、項目ごとに各グループで改善策を検討し、更にそれを職員会議でも検討し、施設全体で共通認識を図ったことは評価できます。ただし、「施設管理」「食生活」の項目については職員による検討を除外されております。いずれも職員全体の理解が必要な項目と認められ、次回からは全項目の全職員参加による検討が求められます。なお、「食生活」については、子どもたちの生活の中で楽しみで貴重な時間であること、また食育や地産池消の視点等の観点からも全職員で検討されることが望まれます。</li> <li>・今後は、自己評価、第三者評価結果について、全職員が共通に認識できる場を持ち、今後どのような見直しを進めていくか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらに質の向上に向けた取り組みを強化されることが望まれます。</li> </ul>	